

丸亀市立城東小学校改築基本構想

(城東小学校改築に伴う避難所機能について (案))

令和3年度

丸 亀 市

城東小学校改築に伴う避難所機能について（案）

計画施設概要

- (1) 施設の名称 丸亀市立城東小学校
- (2) 敷地の場所 丸亀市土器町西五丁目地内（丸亀市土器町西五丁目113）
- (3) 敷地の条件
- a. 敷地面積 14,667 m²（施設台帳より）
 - b. 用途地域等 都市計画区域内（第一種住居地域）
その他(法22条指定地域)
建蔽率 60% 容積率 200%
 - c. 指定状況 指定緊急避難場所
 - d. 災害想定区域
浸水想定区域（0.5m～3.0m未満の区域）
家屋倒壊等氾濫想定区域（隣接土器川堤防）

避難所として想定している災害

災害別名称	対応	摘要
① 地震	○	
② 洪水・豪雨	△	条件付きで使用可能(構造や高さ等)
③ 高潮	○	
④ 津波	○	
⑤ 暴風・竜巻	—	
⑥ 豪雪	○	
⑦ 土砂災害	—	
⑧ 噴火	—	

参照：丸亀市防災マップ 指定緊急避難所一覧(令和2年4月1日現在)

(参考)「緊急避難場所」と「避難所」について

東日本大震災以前の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなつたと指摘されています。このため、平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険性から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されています。指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができるとされています。

指定緊急避難場所と指定避難所の関係

	指定緊急避難場所	指定避難所
考え方	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設または場所	災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	<p>(津波の場合)</p> <p>以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>①津波から安全な区域内にあること。</p> <p>②安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を受け入れる適切な規模 津波により支障のある事態を生じない構造 想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある 耐震性がある 	<p>以下の全てを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること。 想定される災害の影響が比較的少ない 車両などによる輸送が比較的容易 (主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所の場合) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている 要配慮者が相談し、支援を受け入れることができる体制が整備されている 主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される
指定	災害種ごとに市町村長が指定	災害種を限らず市町村長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

参照：避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(文部科学省)

避難所として整備項目

機能	内容	対応	摘要
進 入	ボックス・電気錠の設置	●	
	校舎等の屋上等への避難階段を整備	●	2階避難階までの直通階段の整備
トイレ	断水時の洗浄機能を確保したトイレ		
	マンホールトイレの整備	●	
情報通信	行政機関や自主防災組織との情報通信の確保		
	特設公衆電話等の確保		
	避難者等が利用できるWi-Fiの整備	●	
エネルギー・水	非常用発電機の確保		
	太陽光発電設備と蓄電池による電源確保	●	市内学校施設に蓄電池設備は設けていない。
	電源接続盤の整備LPガスの災害時の活用		
再生可能エネルギーの活用	耐震性貯水槽や浄水装置等による飲料水の確保	●	
避難所の環境確保	非常時の飲食料、防災備品の備蓄	●	
	体育館の冷暖房設備要配慮者の居住スペースへの配慮（冷暖房設備、床仕様等）		
	外壁等の断熱化	●	
	バリアフリー化	●	
	避難時に使用できる荷捌きスペース	●	
地域との連携	学校施設の利用計画の策定	●	
	非常物資、設備の学校外からの支援体制	●	
	地域防災力向上につなげている取組	●	

●：基本計画整備項目

参照：避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(文部科学省)